農作物の窃盗は犯罪です！



農作物の窃盗は、10年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金の対象になります。

盗まれた農作物と知りながら、運搬、保管、有償での譲り受け、又はその有償の処分のあっせんを行うことも犯罪です。



生産者が大切に育てた農作物の窃盗は、生産者に経済的被害を与えるだけでなく、担い手の減少にもつながり、地域の経済社会への影響をもたらす、重大な問題です。農林水産省は、警察庁、各都道府県や生産者団体と協力し、農作物の盗難防止対策の普及・啓発を行っています。

農作物の盗難現場や盗品の疑いがある農作物を発見した場合、最寄りの警察署にご相談ください。



八幡東警察署

農林水産省ウェブサイト
「農作物の盗難防止対策」啓発ページ
https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/tounan.html